

レ 管理及び維持經營の方針が確実であること。

ソ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示され、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、トからリまで、ワからヨまで、レ及びソに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ハ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ニ 面接授業は、学校が自ら行うこと。

ホ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヘ 別表第三に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行つたための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、それぞれ確保されていること。

ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行つたのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

第四条 法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者又は施行規則第一条の三第三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間に於いて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の三第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 高等専門学校を卒業した者又は施行規則第一条の三第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ 前号の専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関する三年以上の経験を有する者

人はソーシャルワークの基盤と専門職（専門、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門））を、一人はソーシャルワーク実習指導を教授できる者であることを。

ト 前号第一号トからソまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前号第一号トからリまで、ワからヨまで、レ及びソ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

三 修業年限は、二年以上（夜間課程にあっては、三年以上）であること。

四 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

五 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄の全ての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定めた基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四のところとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 一学級の定員は、五十人以下であること。

第二十一条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第五号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二二日文部科学省・厚生労働省令第五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年八月七日文部科学省・厚生労働省令第三号)

(施行期日等) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「新規則」という。)別表第四の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。)

一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条において「法」という。)第四十条第二項第一号に規定する学校(以下「第一号学校」という。)のうち修業年限が四年以上のもの又は同項第二号若しくは第三号に規定する学校 平成三十一年四月一日

二 第一号学校のうち修業年限が三年以上四年未満のもの 平成三十二年四月一日

三 第一号学校のうち修業年限が二年以上三年未満のもの 平成三十三年四月一日

(経過措置) 第二条 新規則別表第四の規定の適用の日の前日において現に指定を受けている第一号学校において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例により行うことができる。

第三条 新規則の施行後に法第四十条第二項第一号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附表第四の規定の適用前においては、同表の規定に係る養成課程については、同表の規定により行うことができる。

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整も、同表の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和元年一二月一三日文部科学省・厚生労働省令第四号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整も、同表の規定の例により行うことができる。

備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年三月六日文部科学省・厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「新学校規則」という。)の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用し、当該各号に定める

日の前日において現に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校(以下「社会福祉士学校」という。)において社会福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。

一 社会福祉士学校のうち修業年限が三年を超えるもの 令和三年四月一日

二 社会福祉士学校のうち修業年限が二年を超えるもの 令和四年四月一日

三 社会福祉士学校のうち修業年限が一年を超えるもの 令和五年四月一日

四 社会福祉士学校のうち修業年限が一年以下のもの 令和六年四月一日

(経過措置) 第二条 この省令の施行の日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新学校規則の規定の適用前においても、新学校規則の規定の例により行うことができる。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

心理学と心理的支援
社会学と社会システム
社会福祉の原理と政策

高齢者福祉

保健医療と福祉

刑事司法と福祉

ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)

ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)

ソーシャルワークの理論と方法

別表第四の一（第七条の一関係）

別表第四の二（第七条の二関係）		科目	時間数
人間の尊厳と自立 社会の理解 I	社会の理解 II	介護の基本 I	五
介護の基礎 II	介護の基礎 III	介護の基礎 II	五
介護過程 I	介護過程 II	介護過程 I	三〇
介護過程 II	介護過程 III	介護過程 II	三〇
生活支援技術 I	生活支援技術 II	生活支援技術 I	五
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	五
合計	合計	合計	合計
参考	一 介護過程 IIIについては、面接授業により行うものとする。 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。	一 介護過程 IIIについては、面接授業により行うものとする。 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。	四五〇
別表第五 (第八条関係)	教科	科目	四五〇
高等学校等(専 福 祉 除く。) 攻科及び別科を	教科	科目	五
的ケアを含む。) 技術 生活支援技術(医療十	介護福祉基礎 社会福祉基礎	介護福祉基礎 社会福祉基礎	四四〇
別表第五 (第八条関係)	教科	科目	四四〇